

様式第 1 号（第 4 条関係）

審議会等設置状況

（令和 5 年 8 月 3 0 日現在）

審議会等の名称	伊万里市地域福祉計画策定委員会
設置の根拠	伊万里市地域福祉計画策定委員会設置要綱
設置の目的	本市における地域福祉の推進を図るため、社会福祉法第 1 0 7 条の規定に基づき計画策定する必要があるため
設置年月日	平成 1 7 年 6 月 1 日
委 員 数	1 6 人
委員の任期	委員就任から伊万里市地域福祉計画策定委員会設置要綱第 2 条の規定に基づく提案を行った日までとなっており、現在休止中
委 員 名 簿	休止中につき名簿無し
所 管 課	健康福祉部 福祉課 福祉総務係 （電話番号 0 9 5 5 - 2 3 - 2 1 2 0）

伊万里市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 誰もが住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら自らの能力を最大限に発揮し、自分らしく安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく伊万里市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、伊万里市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し必要な調査及び審議を行い、計画原案を市長に提案する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は別表に掲げる団体等から選出された者をもって充て、委員長は委員の互選により決定し、副委員長は委員長の指名により決定する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を臨時に委員に指名することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

(ワーキンググループ)

第6条 計画の策定に関する調査、研究及び検討を行うため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、公募に応じた市民で構成する。

3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、ワーキンググループ員の互選により決定する。

4 リーダーは、専門的な調査等を行うため、ワーキンググループに部会を置くことができる。

(リーダー及びサブリーダー)

第7条 リーダーは、ワーキンググループの会務を総理し、会議の議長となる。

2 リーダーは、会議の結果を委員長に報告しなければならない。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第8条 委員及びワーキンググループ員の任期は、委員会が第2条の規定に基づく提案を行った日までとする。

(庶務)

第 9 条 委員会及びワーキンググループの庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 1 日告示第 87 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 10 日告示第 87 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体等
学識経験者	佐賀県社会福祉士会
学識経験者	伊万里市社会教育委員
行政関係者	伊万里保健福祉事務所
福祉全般	伊万里市民生委員・児童委員協議会
福祉全般	伊万里市社会福祉協議会
福祉全般	伊万里市ボランティア連絡協議会
高齢者	伊万里市老人クラブ連合会
高齢者	長生園ケアマネジメントサービス
障害者（身体）	伊万里市身体障害者福祉協会
障害者（知的）	伊万里市手をつなぐ育成会
障害者（精神）	伊万里市精神保健福祉会
障害者	佐賀県自立支援協議会相談支援アドバイザー
子育て	伊万里市保育会
子育て	伊万里市子ども会連合会
市民一般	伊万里市区長会連合会
市民一般	いまり女性ネットワーク
市民一般	ワーキンググループ